

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	マブチモーター株式会社		コード	6592
提出日	2026/3/17	異動（予定）日	2026/3/27	
独立役員届出書の提出理由	独立役員の属性について修正するため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	岡田 晃	社外取締役	○													○		有
2	萩原 貴子	社外取締役	○										△					有
3	柴田 周	社外取締役	○										△				新任	有
4	東霞 葉子	社外取締役	○													○		有
5	福山 靖子	社外取締役	○													○		有
6	金子 敦	社外取締役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	岡田晃氏は、外部環境の変化や高度な安全性に関する見識が求められる航空業界での長年の経験を有しており、全日本空輸株式会社及び同社グループ会社において取締役として会社経営に関与し、企業統治に対する豊富な経験と高い見識、人格を兼ね備えており、経営全般に関して適切な監督・助言をいただいているほか、当社の企業統治の強化に寄与いただいていることから、今後も経営全般の監督を適切に行っていただくことが期待できるものと判断しています。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	萩原貴子氏は、過去にソニーグループ株式会社の業務執行者を務めておりましたが、当社と同社グループとの取引金額は当社の連結売上高の1％未満と僅少であり、また、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしていることから、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはないものと判断しております。	萩原貴子氏は、複数の事業をグローバルに展開するソニーグループ株式会社において人事部門の責任者を長く務め、人材開発に関する高度な知識を有しており、また経営者としての幅広い見識と経験を備えており、経営に関して適切な監督・助言をいただいているほか、当社の人事戦略及び組織経営の強化に寄与いただいていることから、今後も経営全般の監督を適切に行っていただくことが期待できるものと判断しています。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	柴田周氏は、過去に三菱マテリアル株式会社の業務執行者を務めておりましたが、当社と同社グループとの取引金額は当社の連結売上高の1％未満と僅少であり、また、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしていることから、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはないものと判断しております。	柴田周氏は、三菱マテリアル株式会社において代表取締役・代表執行役を歴任し、経営者としての知見を有するとともに、経営戦略、財務会計、研究開発、DX（デジタル・トランスフォーメーション）等、多様な分野において責任者を経験しており、経営に関して多角的な監督・助言を期待できるものと判断しています。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	東霞葉子氏は、会計事務所における長年の会計監査経験と公認会計士として培われた高度な専門知識を有しているほか、他社における社外役員としての経験も豊富であり、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいています。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。 なお、同氏が社外取締役（監査等委員）を務めるアルプスアルパイン株式会社と当社の間には、製品の販売等の取引関係がございますが、直近の連結会計年度の取引額は、それぞれの連結売上高の1％未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	福山靖子氏は、国内及び海外における弁護士としての豊富な専門知識と経験及び他社における社外取締役監査等委員としての見識を有しており、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいています。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
6	金子敦氏は、過去にセイコーウオッチ株式会社の業務執行者を務めておりましたが、当社と同社グループとの取引金額は当社の連結売上高の1％未満と僅少であり、また、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしていることから、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはないものと判断しております。	金子敦氏は、経理・財務、営業、海外子会社の経営など多岐にわたる豊富な経験を有し、企業統治に関する十分な見識とグローバルな知見を兼ね備えており、監査等委員としての業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいています。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社を主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。